

全国ローカル鉄道甲子園in三次事業企画・実施等支援業務委託
公募型プロポーザル募集要領
(書類選考型)

令和8年1月
三次市地域共創部

1 趣 旨

本市はＪＲ芸備線とＪＲ福塩線の2つのローカル線を有しており、市民の日常生活を支える交通手段だけではなく、地域をつなぎ、地域の持続可能性に貢献するために不可欠な存在となっている。

一方、人口減少や少子高齢化、モータリゼーションの普及により鉄道の利用は大きく減少しており、本市では、市及び沿線市町協働による利用促進、鉄道を軸とした地域活性化に取り組んでいる。

本事業は、企業版ふるさと納税を活用し、本市に全国のローカル鉄道の活性化に取り組む高校生や地方自治体、関係者などを呼び込み、主な利用者である高校生によるローカル鉄道の活性化策の発表などを通じて、ローカル線の魅力の掘り起こしや、これからローカル線の可能性を多角的な視点から見つめ直し、利用促進を図ることを目的に実施するものである。

事業実施にあたっては、企業版ふるさと納税寄付者の「高校生を中心に若い世代が参画できる事業に活用を」という意向を踏まえ、高校生が主役となり活発な意見交換・交流が図られ、さらにこの取組に多くの人（ローカル鉄道が走っておりその利用促進に取り組んでいる自治体やローカル鉄道に関心のある方、市内外の多くの一般参加者）を巻き込んだ事業にしたいと考えている。

そのため、高校生がより活発的な意見交流ができる事業企画やより多くの来場者を呼び込む仕掛けづくり（堅苦しさのないリラックスした雰囲気づくりや本事業の趣旨に沿うゲスト（鉄道好き有名人）の選定、会場に来なければ手に入らないものを用意するなど）が重要と考えており、価格のみではなく民間の優れた創造力・技術力・経験及び実績やコスト意識等を活用し、業務内容の品質をより高めるために総合的な見地から判断して最適な事業者を受託候補者として選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

全国ローカル鉄道甲子園in三次事業企画・実施等支援業務

(2) 業務内容

三次市で開催する全国ローカル鉄道甲子園in三次事業の企画・実施等の支援（準備・運営等）に関する業務一式の委託。

具体的な業務内容は、「全国ローカル鉄道甲子園in三次事業企画・実施等支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照すること。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年9月30日まで

(4) 本業務提案限度額

4,950,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内

(5) プロポーザルの方法

公募型プロポーザル（書類選考型）とする。

(6) 審査の方法

三次市全国ローカル鉄道甲子園in三次事業企画・実施等支援業務プロポーザル審査委員会において、提出された書類をもとに必要な審査を行い受託事業者の特定を行う。

3 担当部局（事務局）

三次市役所 地域共創部 まちづくり交通課 自治交通係
〒728-0012 広島県三次市十日市中二丁目8番1号
TEL：0824-62-6247 FAX：0824-62-6235
E-mail：machi@city.miyoshi.hiroshima.jp

4 参加資格要件

(1) 参加資格

本業務に参加できる者は、本事業公告から受託候補者の選定までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

- ア 三次市の競争入札参加資格者名簿（業種：役務の提供）に登載されていること。
- イ 三次市の競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、次の添付書類を提出し、事務局で審査し、認められた者。

提出書類	備考
納税証明書	国税：国税通則法施行規則別紙第9号様式 「その3の2」「その3の3」のいずれかによる 納税証明書又はその写し 市税：三次市に納税義務がある場合、市税について滞納がないことを証する書面（滞納がないことの証明書） ※直近3ヶ月以内のもの
登記事項証明書（商業登記 簿謄本）の写し ※法人の場合のみ	※直近3ヶ月以内のもの
財務諸表	法人：直前1年分の事業年度の①から④の書類すべて ①「貸借対照表」②「損益計算書」③「株主資本等変動計算書」④「注記表」 個人：直前2年分 ①青色申告者は青色申告決算書（貸借対照表・損益計算書）と確定申告書の写し ②白色申告者は収支内訳書と確定申告書の

	写し
--	----

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き開始の申立て又民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法に基づく更生手続き開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。
- (4) 三次市暴力団排除条例（平成23年7月1日条例第18号）第6条の規定により排除措置を受けていないこと。
- (5) この公示の日から契約までの間のいずれの日においても、三次市の指名除外措置を受けていないこと。
- (6) 法人税、所得税、消費税及び地方消費税並びに市税の滞納がないこと。
- (7) その他市長が必要と認める事項

5 実施スケジュール

内 容	期 日
参加募集開始（公示）	令和8年2月5日（木）
質問受付期限	令和8年2月12日（木）
質問回答	令和8年2月16日（月）
参加意向申出書提出期限	令和8年2月18日（水）
参加表明書確認通知	令和8年2月20日（金）
企画提案書受付期限	令和8年3月4日（水）
企画提案書審査	令和8年3月9日（月）
受託候補者選考結果通知	令和8年3月11日（水）
契約締結	令和8年3月中旬

6 実施要領に関する質問の受付及び回答

（1）質問書の提出

質問は、質問書（様式第1号）により電子メールで担当部局へ提出することとし、電子メール以外（電話やFAX等）での質問は受け付けない。提出にあたっては、質問書が担当部局に到達していることを電話により速やかに確認すること。

（2）質問の受付期間

令和8年2月5日（木）から2月12日（木）17時まで（必着）

（3）質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年2月12日（木）までに、三次市ホームページにおいて回答する。ただし、質問又は回答の内容が、競争上の地位その他利害を害する恐れがあるもの、質問者の具体的な提案内容に密接に係るものについては、質問者について

のみ回答する。

7 参加表明手続

(1) 申込期間

令和8年2月5日（木）から2月18日（水）17時まで（必着）

(2) 申込方法

参加意向申出書（様式第2号）に記入のうえ、会社等の概要がわかる資料とあわせて、電子メールで担当部局へ提出すること。4の（1）に掲げる事項で、三次市の競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、所定の添付資料を持参又は郵送にて提出すること。

(3) 中途の参加辞退

参加意向申出書提出後に参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式第3号）に記入のうえ、電子メールで担当部局へ提出すること。

8 参加表明書の確認通知

令和8年2月20日（金）までに、参加意向申出書に記載された連絡先に電子メールで通知する。通知は、参加資格審査結果通知書により行う。

9 説明会について

本プロポーザルにかかる説明会は開催しない。

10 企画提案書等の提出

参加表明書を提出し、このプロポーザルに参加する者は、次に掲げる書類を提出すること。なお、提案は1者1案とする。

(1) 提案書の様式

ア 提案書（様式第4号）

イ 企画提案書 A4用紙30枚以内（縦横不問）とする。

企画提案書の作成にあたっては、次の内容を提示し、用紙下部にページ番号をつけること。

業務内容に対する具体的な実施内容及び実施方法は仕様書を参考にすること。

① 交流事業Aの具体的な実施内容及び実施方法の提案

- ・ 参加高校生の発表を通じて、どのように高校生とゲストのコミュニケーションを図っていくのか提案すること。
- ・ 来場者を多く呼び込むため、どのように来場者が興味を持ち、さらに深く知ることのできる事業にするか提案すること。
- ・ 提案内容にふさわしい鉄道好き有名人の提案（2、3人）

② 交流事業B、Cの具体的なイメージ

- ・ 交流事業Aを踏まえ、市内高校生が主体となって参加高校生とどのような交流事業していくかイメージを提案すること。
- ・ 提案したイメージをもとに、実施に向け市内高校生とどう関わりを持っていくかを提案すること。

③ 参加高校の選定等

- ・ 全国でローカル鉄道の活性化に取り組む高校生をどのような手法での選定し、実際に参加してもらうためどのようにアプローチしていくのか具体的な方法を提案すること。

④ 本事業の周知方法

- ・ 幅広い年齢層に向け、各社の利点を活かした周知方法を提案すること。
- ・ ローカル鉄道など鉄道好きな特定の人向けた周知方法を提案すること。

⑤ その他

- ・ 多くの来場者を呼び込む仕掛けづくりを提案すること。

※ 交流事業A～Cは仕様書4－(3)に記載

ウ 業務実施体制調書（様式第5号）

エ 見積書（A4縦横不問 任意様式）

本業務の仕様書及び企画提案書に記載した内容を踏まえ、本実施要領の2－(4)で示す業務の事業費の上限（消費税込）以内で、必要な経費を算出し、積算内訳（項目、数量、単価、金額、税等）とあわせて明示すること。

オ 業務実績調書（様式第6）

カ 業務スケジュール（A4縦横不問 任意様式）

本業務の仕様書に示す全体スケジュールを踏まえ、本業務履行期間内に実施完了できる具体的なスケジュールを記載すること。また、本業務の進め方、進行管理、遅延対策等を示すこと。

(2) 提出部数

2部（電子データ）

うち1部については、社名等の提案者が特定される記載は行わないこと。

(3) 提出方法

電子メール又は三次市が指定するファイル転送ツール（三次市ファイル便）を使用し、提出書類一式を送付すること。

(4) 提出先

担当部局（事務局）

（ファイル転送ツールの使用を希望する場合は、事前に申し出ること。）

(5) 提出期限

令和8年3月4日（水）17時必着

(6) 著作権等の取扱い

採用された提案の著作権は、市に帰属するものとする。

11 ヒアリングについて

ヒアリング（プレゼンテーション）は実施せず、提出された企画提案書等の書面による審査のみとする。

12 失格事項

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加申込書を提出した後、提出期限内に企画提案書などの提出がされない場合
- (2) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 契約締結までの間に、本プロポーザルの参加資格に記載した条件を満たさなかった場合
- (5) 上限額を超過する費用見積書を提出した場合

13 審査方法及び審査基準等

(1) 審査方法

全国ローカル鉄道甲子園in三次事業企画・実施等支援業務プロポーザル審査委員会において、参加者から提出された企画提案書等を基に審査基準により審査を行い、評価点の最も高い者を受託候補者とし、次に得点の高かった者を次点受託候補者として特定する。審査基準は別紙1を参照すること。

(2) 審査結果の通知

令和8年3月11日（水）予定

市ホームページ上で発表するとともに、提案者へ結果を郵送にて通知する。審査結果について、電話等での問い合わせには応じない。

14 契約に関する基本的事項

市は、受託候補者と提案内容を基に業務内容及び委託料について協議を行い、協議が調った場合に見積書を徴し、予算の範囲内で委託契約を締結する。

15 その他の留意事項

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出書類等に係る費用は提案者の負担とする。
- (3) 参加意向申出書及び企画提案書の提出は、1参加者につき1申請とする。
- (4) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出された企画提案書については、原則公表しない。
- (6) 三次市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、受託者の企画提案書及び審査結果の平均点数を公表するものとする。
- (7) 参加意向申出書の提出者が無い場合は、本プロポーザルを取りやめる。取りやめる場合は、市ホームページに掲載し公表することとする。

- (8) 参加意向申出書の提出者が1者 の場合は、全国ローカル鉄道甲子園in三次事業企画・実施等支援業務プロポーザル審査委員会において審査し、適正と認められる場合は受託候補者として選定することとする。
- (9) 契約締結までに社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業計画の変更又は中止をする場合がある。この場合、参加者に対して市は一切の責任を負わないものとする。